

〒@@@-@@@@

@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@

@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@

平成30年8月

@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@

@@@@@@@@@@

様

(@@@@)

独立行政法人
中小企業基盤整備機構

中小企業倒産防止共済ご契約者の皆様へ
(経営セーフティ共済)

平成30年7月豪雨に係る 中小企業倒産防止共済制度の特例措置についてのご案内

平成30年7月豪雨により被災された皆様には心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

中小機構では、この度の豪雨により災害救助法が適用された市町村にて被災されたご契約者の皆様に次の特例措置を実施いたしますのでご案内申し上げます。

詳細については別添資料をご参照ください。

1. 掛金の納付期限の延長 (別添1)

ご契約者様からのお申し出を受け付け後、掛金の納付期限を延長し、平成31年2月までの掛金の納付(掛金請求)を停止することができます。

2. 共済金の返済期日の繰下げ (別添2)

<平成30年7月16日以前に借り入れた共済金を返済中のお客様>

返済期日を繰下げ、平成31年2月までの共済金の返済を停止することができます。

<平成30年7月17日以後に共済金を借り入れたご契約者様>

初回以降の各月の返済期日を繰下げ、返済開始を6か月遅らせることができます。

3. 一時貸付金の返済の猶予 (別添2)

<平成30年7月16日以前に一時貸付金を借り入れたご契約者様>

平成31年7月16日までに返済期日を迎える一時貸付金について、返済期日から6か月間、返済を猶予することができます。

<平成30年7月17日以後に一時貸付金を借り入れたご契約者様>

平成31年7月17日までに借り入れる一時貸付金について、返済期日から6か月間、返済を猶予することができます。

4. 解約手当金および一時貸付金の請求関係書類の省略等 (別添2)

<印鑑登録証明書、共済契約締結証書等の提出ができないご契約者様>

運転免許証、健康保険証等により本人確認を行います。

<実印の押印ができないご契約者様>

認印または拇印での処理を可能とします。

お問合せ先

中小企業基盤整備機構 共済相談室

050-5541-7171 (平日 9時~18時)

掛金を納付いただいているご契約者様

中小企業倒産防止共済 掛金の納付期限の延長等のご案内

中小企業倒産防止共済に係る掛金の納付について、次のお手続きをご案内いたします。

※掛金が上限に達している、掛止めをしている等で現在掛金の納付をされていないご契約者様にも本状を同封させていただいております。何卒ご容赦の程お願い申し上げます。

1：掛金月額を減額する。

※事業規模縮小、事業経営の著しい悪化、疾病又は負傷、危急の費用支出といった場合には、掛金月額を減額できます。(月額 5,000 円まで減額できます。 ※5,000 円単位)

⇒「掛金月額変更申込書」(様式㊦210)にご記入・押印の上、取扱機関(ご加入元の団体又は金融機関)にご提出ください。

2：掛止めをする。

※掛金総額が掛金月額の 40 倍に相当する額に達している場合、納付の掛止めができます。

⇒「掛金納付掛止届出書」(様式㊦211)にご記入・押印の上、取扱機関(ご加入元の団体又は金融機関)にご提出ください。

3：平成 31 年 2 月分までの掛金の納付期限を延長する。

⇒詳細については裏面をご確認ください。

※延長期間が終了した翌月(平成 31 年 3 月)から、掛金を 2 か月ずつ納めていただくこととなります。〈ご請求する金額が、通常の倍額となりますのでご注意ください。〉

4：これまでどおり掛金を納付する。(変更しない) ⇒お手続きは不要です。

※前納金が残っている等、掛金の納付状況によりお取り扱いができない場合があります。

※損金の額または必要経費に算入できる掛金は、その事業年度に実際に支払ったものが対象です。

掛金の納付期限延長により掛金を納付しなかった月の掛金は、その後実際に納付した月に支払った掛金として取り扱うこととなりますのでご注意ください。

※本状と行き違いで、掛金納付期限延長等のお手続きをされている場合は、何卒ご容赦ください。

<注意事項>

◎「1：掛金月額を減額する。」「2：掛止めをする。」をご希望の場合

当機構様式にご記入・ご捺印の上、取扱機関にご提出いただく必要があります。

各種様式については、中小機構ホームページからダウンロードすることもできます。

[中小機構ホームページ]

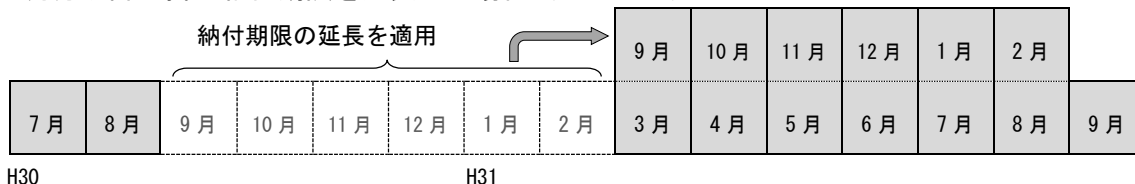
<http://www.smrj.go.jp/kyosai/kyosai/customer/forms/>

◎【3：平成31年2月分までの掛金の納付期限を延長する。】をご希望の場合

○掛金納付期限延長終了後の掛金のお取扱いについて（予定）

掛金の納付期限延長のお申し出をされた場合、延長期間が終了した翌月（平成31年3月）から、掛金を延長分と該当月の2か月分ずつ納めていただくこととなります。

（例）9月分以降の掛金納付期限を延長した場合（イメージ）



- ・平成31年3月に平成30年9月分と平成31年3月分をご請求、平成31年4月に平成30年10月分と平成31年4月分をご請求、以降同様。

- 重要**
- ・ご請求する金額が、通常時の2倍となりますのでご注意ください。
 - ・平成30年6月分以前の未納掛金がある場合には、掛金請求再開初回月である平成31年3月にまとめて引落としとなりますのでご注意ください。

○掛金納付期限延長のお手続き方法

平成31年2月分までの掛金の納付期限の延長をご希望される場合は、下段【中小機構行き】にご記入・ご捺印の上、切り離して同封の返信用封筒によりご返送ください。

- 重要**
- ・平成30年8月27日(月)まで（当日消印有効）に返送いただきますと、翌9月分以降の掛金について適用となります。（これ以降の消印は、順次翌月以降の適用となります）
 - ・掛金の納付期限の延長をご希望されない場合はご返送いただく必要はありません。

----- <切り離して送付してください> -----

【中小機構行き】

納期延長申請書

整理番号（中小機構使用欄）

- 中小企業倒産防止共済掛金について**
平成30年7月豪雨による被害を受けたため、平成31年2月分までの掛金の納付期限の延長を希望します。

共済契約者番号 A 電話番号 — —

住 所 〒 —

フリガナ
事業所名

フリガナ
代表者名

印 *もれなくご記入・ご捺印をお願いします。

中小企業倒産防止共済 共済金貸付に関する特例措置のご案内

共済金の返済期日の繰下げ

お申し出により、返済期日を繰下げ、共済金の返済を停止することができます。

	既に借りている共済金	新たに借り入れる共済金
対 象 者	災害救助法適用地域に事業所があるお客様	災害救助法適用地域に事業所があるご契約者様
対象となる共 済 金	<u>平成 30 年 7 月 16 日以前に</u> 借り入れた、返済中の共済金	<u>平成 30 年 7 月 17 日から平成 31 年 1 月 15 日までの間に</u> 貸付を決定された共済金
繰下げ期間	<u>平成 31 年 2 月まで</u> ※平成 31 年 3 月から共済金の返済を 1 か月ずつ再開していただきます。	<u>初回返済期日から 6 か月間</u> ※平成 31 年 2 月から返済開始予定であった場合は、繰下げにより平成 31 年 8 月からの返済開始となります。
お 手 続 き	※平成 30 年 8 月中旬頃に該当者へ送付する「償還期日繰下げ申請書」によりお申し出ください。	※貸付決定の 3 か月後に送付する「償還期日繰下げ申請書」によりお申し出ください。

中小企業倒産防止共済 一時貸付金に関する特例措置のご案内

一時貸付金の返済の猶予

お申し出により、返済期日から 6 か月間、返済を猶予することができます。

	既に借りている一時貸付金	新たに借り入れる一時貸付金
対 象 者	災害救助法適用地域に事業所があるご契約者様	
対象となる一時貸付金	平成 31 年 7 月 16 日までに返済期日を迎える一時貸付金で、借入残高のあるもの	<u>平成 30 年 7 月 17 日から平成 31 年 7 月 17 日までの間に</u> 借り入れた一時貸付金
猶 予 期 間	約定償還日から 6 か月間	
お 手 続 き	※返済期日 1 か月前に送付する期日のご案内に同封する「返済猶予申請書」によりお申し出ください。	

<一時貸付金の貸付条件等>

貸付金の用途	事業資金（運転・設備）														
対象者	掛金の納付月数が12か月以上の共済契約者														
貸付限度額	掛金総額の95%の範囲内で、以下のとおり <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>掛金納付月数</th> <th>貸付限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12～23か月</td> <td>掛金総額 × 75% × 95%</td> </tr> <tr> <td>24～29か月</td> <td>〃 × 80% × 95%</td> </tr> <tr> <td>30～35か月</td> <td>〃 × 85% × 95%</td> </tr> <tr> <td>36～39か月</td> <td>〃 × 90% × 95%</td> </tr> <tr> <td>40か月以上</td> <td>〃 × 95% × 95%</td> </tr> <tr> <td>掛金総額 800万円</td> <td>〃 × 100% × 95% (=760万円)</td> </tr> </tbody> </table>	掛金納付月数	貸付限度額	12～23か月	掛金総額 × 75% × 95%	24～29か月	〃 × 80% × 95%	30～35か月	〃 × 85% × 95%	36～39か月	〃 × 90% × 95%	40か月以上	〃 × 95% × 95%	掛金総額 800万円	〃 × 100% × 95% (=760万円)
掛金納付月数	貸付限度額														
12～23か月	掛金総額 × 75% × 95%														
24～29か月	〃 × 80% × 95%														
30～35か月	〃 × 85% × 95%														
36～39か月	〃 × 90% × 95%														
40か月以上	〃 × 95% × 95%														
掛金総額 800万円	〃 × 100% × 95% (=760万円)														
貸付額	30万円以上で5万円単位（5万円未満は切捨て）														
利率	年0.9%（貸付時に一括前払い）														
担保・保証人	不要														
貸付期間	1年														
返済方法	期限一括返済														

解約手当金および一時貸付金の請求関係書類の省略等に関する特例措置のご案内

1. 「印鑑登録証明書」または「共済契約締結証書」の提出ができない場合

運転免許証、健康保険証等のコピーを添付していただくことで本人確認を行います。

2. 実印の押印ができない場合

解約手当金請求書、一時貸付金請求書においては認印または拇印、一時貸付金の金銭消費貸借契約証書においては拇印での処理を可能といたします。